

令和元年度第1回県・市町村国民健康保険連携会議の結果について

令和元年7月19日
医療・保険課

- 1 日 時 令和元年7月3日（水）午後1時30分から3時30分まで
- 2 場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 青年研修室
- 3 出 席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局次長 他
- 4 概 要 平成30年度から県が国民健康保険の財政運営を担うなど、市町村とともに国民健康保険を運営していることから、来年度の納付金の算定や保険料水準の平準化及び国民健康保険事務の標準化について、県と市町村の担当者が協議した。

（1）令和2年度の納付金の算定等について

ア 医療費指数反映係数 α の逡減について

納付金の算定に当たって、将来的に医療費指数を反映させないことについて、昨年度までの議論において概ね了解が得られていることから、来年度から医療費指数反映係数を逡減していくことについて協議したところ、次のような意見があったため、引き続き協議していくこととした。

- 保険料水準の統一に向けて検討すべき課題を一通り検討し、将来像が見えた段階で医療費指数反映係数の逡減を実施すべき。
- 健康づくり施策に熱心で医療費水準が低い市町村が不利になるので、評価する仕組みを併せて検討すべき。

イ 激変緩和措置に係る自然増の見直しについて

納付金の算定に当たって、被保険者への影響を考慮して可能な限り激変が生じないように措置を講じているところであるが、その激変緩和の水準（自然増の水準）について、直近の医療費の伸び等も踏まえて見直しを行う方向で合意した。

ウ 剰余金の使途について

平成30年度の国民健康保険特別会計において剰余金が発生した場合には、国民健康保険財政安定化基金（特例分）に積み立てをし、納付金算定基礎額全体の減額に活用する方向で合意した。

（2）事務処理の標準化について

ア 短期被保険者証の交付基準について

被保険者の利便性の向上と市町村の事務負担の軽減等の観点から、令和2年8月から全ての市町村が被保険者証と高齢受給者証を一体化し、その運用の統一を目指していることを踏まえ、短期被保険者証について、その標準的な交付基準を次のとおりとし、将来的な統一基準を見据えて引き続き検討することとした。

滞納期間：被保険者証更新時に前年度分以前の保険料について滞納があること
有効期限：滞納状況及び分納誓約の状況により判定

※ 国民健康保険法の規定に基づき、18歳以下の被保険者については6か月以上の有効期限の設定をすることとする旨申し合わせた。

イ 被保険者資格証明書の交付基準について

特別の事情がなく納付期限から1年以内に納付がなかった場合の他、被保険者資格証明書を交付する場合の基準については引き続き協議することとした。